

間伐材ウッドチップ舗装協会 規約

(名称)

第一条 本協会は「間伐材ウッドチップ舗装協会」と称する。

(目的)

第二条 本協会は、地球温暖化の抑制、CO₂削減目標達成補助、都市部のヒートアイランド現象の抑制、森林整備による自然環境の健全化など、将来にわたって、日本の環境問題が良い方向に解決されていくために、間伐材ウッドチップ舗装の普及に努め、将来にわたって、自然素材による環境改善を図るものとする。

(活動)

第三条 本協会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行なう。

- 1 CO₂の削減の具体的方策の提示。活動のアピール援助。
- 2 国産木材(間伐材)の利用推進。価値の向上。
- 3 自然舗装の遊歩道の普及。
- 4 カーボンオフセットの普及・推進への貢献。

(協会員)

第四条 間伐材ウッドチップ舗装協会の協会員になる為には、以下の条件を満たしていること。

- 1 ウッドチップ販売業者、凝固材販売業者、道路舗装業者、造園業者、土木建築業者、立木伐採業者、公園管理業者、木材販売業者、建設設計事務所、各種研究機関いずれかの業種、または、環境保護を業務としている法人。
- 2 本規約に同意し、間伐材ウッドチップ舗装の普及に努める者。

(役員)

第五条 本協会には役員を置く

運営委員会委員長(代表権を兼ねる) 1名

資材運用委員会委員長 1名

技術委員会委員長 1名

技術監修・指導委員長 1名

(任期)

第六条 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。役員は任期が満了しても、後任が選任されるまでは、引き続き任務を行なう。

(会計)

第七条 間伐材ウッドチップ舗装協会では、協会加入費（5万円）年会費（年間3万6千円）と賛助会員加入費（1万円）年会費（年間6千円）及び、企業・団体・個人スポンサーからの資金援助を受け運営・管理費に当てる。

運営委員会内に、会計担当の専従職員1名と監査役を設け、適切な資金運営を行なう。

余剰利益は、優先順位から、講習会講師報酬、委員会委員長報酬の他に、舗装技術研究費、販売促進物の作成費に使用し、最終的には材料費への還元を行なうこととする。

(禁止事項)

第八条 以下の行為を禁止事項とし、運営委員会による口頭注意、文書注意をしても改善がなされない場合は、協会の資格を失う。

- 1 協会内部資料の再配布
- 2 資材の横領、産地偽証等、著しく社会的信頼を失わせる行為。
- 3 間伐材ウッドチップ舗装協会の名を利用した協会独自判断で行われる募集・勧誘行為。

(委任)

第九条 本協会規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付則 本規約は、平成21年4月1日から施行する。